

一般競争入札の実施について (総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市一般競争入札等実施要綱(平成11年3月30日決裁)第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年3月31日決裁)第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年7月27日決裁)第4条の規定により公告します。

令和2年10月28日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事(件)名 | 東部クリーンセンター旧粗大ごみ処理施設解体工事 |
| (2) 目的場所 | 岐阜市芥見6丁目368番地 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和4年3月15日 |
| (4) 契約の種類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工事着手日 | 令和3年4月5日 |
| (7) 前払金の有無 | 有 |
| (8) 低入札調査基準価格 | 岐阜市低入札価格調査要綱(平成15年3月27日決裁)の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 |
| (9) 概要 | 旧粗大ごみ処理施設解体 N=1棟
解体工事 N=1式
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 4,253.81㎡
付帯工事 N=1式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。
ただし、本店が、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録さ

れている本店において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定
点の基準に係る工事の種類は、解体工事とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の解体工事の総合評定値及び主観点数の合計
が640点以上であること。
- (5) 平成22年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資
比率30%以上の構成員として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ
ンクリート造の建築物に係る請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出
資比率を乗じた額）が2,500万円以上の解体工事（平成28年5月31日
以前のとび・土工・コンクリート工事で発注された解体工事を含む）の元請施
工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引
渡しの済んだ工事とする。）を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の監理技術者を本工事に配置でき
ること。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
 - ① 解体工事に係る監理技術者の資格を有すること。
 - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和2年10月28日（水）から令和2年11月9日（月）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和2年10月28日（水）から令和2年11月9日（月）まで
- (3) 質疑回答期限
令和2年11月12日（木）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和2年11月16日（月）午前9時から令和2年11月17日（火）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和2年11月18日（水） 午前9時

4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、総合評
価落札方式により行う。

5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「東部クリーンセンター旧粗大ごみ処理施設解体工事に係る技術提案書の

提出依頼について」による。

6 その他

- (1) 本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）に規定する議会の議決に付すべき契約であり、落札決定後、仮契約を締結するものとする。仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。
- (2) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。
- (3) 特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。